3　第一項の規定にかかわらず、安定預金のうち、実効的な預金保険制度であって次に掲げる要件の全てを満たすもの（預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施するものを含む。）により預金保護が行われる部分の資金流出率は、三パーセントとする。

一　対象となる金融機関等から預金保護に係る保険料を定期的に徴収することにより、預金保護のために必要な準備金その他これに類する金銭が積み立てられていること。

二　預金保護を行うに際して必要となる準備金その他これに類する金銭からの支払が多額である場合に、政府による保証及び政府からの借入れその他当該金銭の支払に必要な資金を速やかに調達するための適切な方法が整備されていること。

三　預金保護が行われる場合に、当該預金保護の適用についての判断が行われた後七営業日以内に、預金者等がその預金等を利用することが可能であること。

四　預金保険制度が適用される国又は地域における過去の流動性ストレス期において、当該預金保険制度が適用される金融機関等について、その安定預金の総額のうち実際に払戻しを行った預金等の額の占める割合が三パーセントを下回ること。

（準安定預金）

第二十一条　リテール預金のうち安定預金に該当しないもの（次項において「準安定預金」という。）の資金流出率は、十パーセントとする。

2　前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、準安定預金のうち、次に掲げる預金等について、過去の流動性ストレス期に生じた資金流出の割合の実績が十パーセントを上回る場合には、当該資金流出の割合の実績に基づき、当該預金等ごとに十パーセントを上回る資金流出率を設定することとする。

一　外貨預金

二　銀行又は連結子法人等が流動性リスクの内部管理上で定める区分に対応する預金等（前号に掲げるものを除く。）

（リテール安定的定期預金に係る資金流出の特例）

第二十二条　前二条の規定にかかわらず、リテール安定的定期預金の資金流出率は、零パーセントとする。

（中小企業等預金）

第二十三条　前三条の規定は、中小企業等預金の資金流出率について準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と、前条中「リテール安定的定期預金」とあるのは「中小企業等安定的定期預金」と読み替えるものとする。

（リテール負債性有価証券）

第二十四条　第二十条及び第二十一条の規定は、リテール負債性有価証券の資金流出率について準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは、「リテール負債性有価証券」と読み替えるものとする。

（海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達に係る特例）

第二十五条　銀行若しくは連結子法人等の海外営業拠点等が所在する国又は地域において流動性カバレッジ比率の基準等が適用されており、かつ、リテール無担保資金調達について当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率が前五条に定める資金流出率よりも大きい場合には、当該国又は地域におけるリテール無担保資金調達については、これらの規定にかかわらず、当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率を適用することとする。

第三節　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

（ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額）

第二十六条　第十八条第二号に掲げる「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

（事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達）

第二十七条　事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）の資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等　二十パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　四十パーセント

（その他ホールセール無担保資金調達）

第二十八条　ホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）のうち前条に該当するもの以外のものの資金流出率は、百パーセントとする。

（適格オペレーショナル預金に係る特例）

第二十九条　前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行又は連結子法人等は、オペレーショナル預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分（以下この条において「適格オペレーショナル預金」という。）の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

2　前項の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、適格オペレーショナル預金のうち、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分の資金流出率については、第二十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「リテール預金」とあるのは、「第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金」と読み替えるものとする。

3　前二項の「適格業務要件」とは、第一条第六十一号イからハまでに掲げる要件をいう。

4　第一項及び第二項の「オペレーショナル預金要件」とは、第一条第六十二号イからハまでに掲げる要件をいう。

5　第一項及び第二項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

二　流動性ストレス時における引出しリスク（適格オペレーショナル預金の大部分が特定の少数の取引相手方によってのみ預け入れられていることに起因するリスクを含む。）を適切に勘案し、適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

三　適格オペレーショナル預金の額を変動させる特定の要因を勘案して当該額を推定していること。

6　第一項及び第二項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　適格オペレーショナル預金の額の妥当性が、継続的に検証されること。

二　適格オペレーショナル預金の額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三　適格オペレーショナル預金の額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

（適用の継続）

第三十条　銀行又は連結子法人等が前条第一項及び第二項の資金流出率を適用する場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的に前条第一項及び第二項の資金流出率を適用することとする。

2　前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、前条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、前条第三項及び第四項の要件並びに同条第五項及び第六項の基準を満たさなくなった場合には、同条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することとする。

（負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達）

第三十一条　ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、百パーセントとする。